十二　法第十三条第四項第一号に規定する施設の建設及び管理に関する事項	十一　法第十三条第三項第一号に規定する施設の建設及び管理に関する事項
十三　法第十三条第四項第二号に規定する工事並びに調査、測量、設計、試験及び研究に関する事項	十二　法第十三条第三項第二号に規定する工事並びに調査、測量、設計、試験及び研究に関する事項
十四　法第十五条第一項に規定する業務の委託に関する事項	十三　法第十五条第一項に規定する業務の委託に関する事項
十五　業務の委託に関する基準	十四　業務の委託に関する基準
十六　競争入札その他契約に関する事項	十五　競争入札その他契約に関する事項
十七　その他業務の執行に関して必要な事項	十六　その他業務の執行に関して必要な事項

（独立行政法人水資源機構法の財務及び会計等に関する省令の一部改正）

第四条　独立行政法人水資源機構法の財務及び会計等に関する省令（平成十五年国土交通省令第百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（機構法第三十一条第二項の国土交通省令で定める金額） **第二十三条**　機構法第三十一条第二項の国土交通省令で定める額は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間における機構法第十二条第一項第二号ハ及び第五号、第二項並びに第三項の業務に係る収益の合計額から当該業務に要する費用の合計額を差し引いた金額とする。	（機構法第三十一条第二項の国土交通省令で定める金額） **第二十三条**　機構法第三十一条第二項の国土交通省令で定める額は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間における機構法第十二条第一項第二号ハ及び第五号並びに第二項の業務に係る収益の合計額から当該業務に要する費用の合計額を差し引いた金額とする。

（独立行政法人都市再生機構に関する省令の一部改正）

第五条　独立行政法人都市再生機構に関する省令（平成十六年国土交通省令第七十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第四条　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～二十二　（略） 二十三　法第十一条第二項第六号に規定する海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第六条に規定する業務に関する事項 二十四　法第十一条第三項第一号に規定する建築物の敷地の整備又は宅地の造成及び整備した敷地又は造成した宅地の管理に関する事項 二十五　法第十一条第三項第二号に規定する住宅の建設及び管理に関する事項 二十六　法第十一条第三項第三号に規定する公共の用に供する施設の整備に関する事項 二十七　法第十一条第三項第四号に規定する施設の建設又は整備及び管理に関する事項 二十八　法第十一条第三項第五号に規定する調査、調整及び技術の提供に関する事項 二十九　業務委託の基準 三十　競争入札その他契約に関する基本的事項 三十一　その他機構の業務の執行に関して必要な事項	**第四条**　機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～二十二　（略） （新設） 二十三　法第十一条第三項第一号に規定する建築物の敷地の整備又は宅地の造成及び整備した敷地又は造成した宅地の管理に関する事項 二十四　法第十一条第三項第二号に規定する住宅の建設及び管理に関する事項 二十五　法第十一条第三項第三号に規定する公共の用に供する施設の整備に関する事項 二十六　法第十一条第三項第四号に規定する施設の建設又は整備及び管理に関する事項 二十七　法第十一条第三項第五号に規定する調査、調整及び技術の提供に関する事項 二十八　業務委託の基準 二十九　競争入札その他契約に関する基本的事項 三十　その他機構の業務の執行に関して必要な事項

附　則

この省令は、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律の施行の日（平成三十年八月三十一日）から施行する。